

藤崎台県営野球場
売店運営者募集要項

令和8年3月

熊本県スポーツ振興事業団

藤崎台県営野球場売店運営者募集要項

熊本県スポーツ振興事業団（以下、「事業団」という。）では、藤崎台県営野球場の利用者のサービス向上として、令和8年4月からの売店運営をする業者（以下、「売店運営者」という。）を募集します。

1 募集する施設の概要

- (1) 名称 藤崎台県営野球場（以下「野球場」という。）売店運営事業
- (2) 所在地 熊本市中央区宮内4番1号
- (3) 施設の沿革
昭和35年10月 供用開始
- (4) 売店施設内容
 - ①施設規模 面積：約21.21㎡
別添 「平面図①売店」のとおり
 - ②施設内容 イス、テーブル、棚、冷蔵庫等の備品はありません。
 - ③駐車場 野球場利用者の駐車場と共用
但し、イベント・大規模大会時には一部制限あり
- (5) 現在の状況
令和8年3月末までは、民間企業が運営を行っている。
- (6) 野球場施設の利用者数

区 分	備 考
野球場全体(人)	
R2年度 21,024人	新型コロナウイルス感染拡大に伴い一部施設の利用制限と大会等のキャンセルにより利用者数減となる。
R3年度 67,359人	新型コロナウイルス感染症の影響が和らぎ利用状況は回復傾向となる。
R4年度 102,404人	プロ野球公式戦等の大会が例年通りの開催となる。
R5年度 106,966人	プロ野球公式戦等の大会が例年通りの開催となる。
R6年度 105,446人	プロ野球公式戦等の大会が例年通りの開催となる。

2 売店運営に当たっての基本的な考え方

野球場は、本県における野球競技の拠点施設として、プロ野球公式戦、火の国サラマンダーズのホームゲーム等を行う県内随一の施設です。

野球場の利用者及び大会の観覧者等に、野球場の雰囲気になじみやすい飲食等のサービスを提供するため、管理運営にあたっては次の事項に留意した業務運営をお願いします。

- ① 多様な利用者のニーズに対応し、質の高いサービスの提供に努めること。
- ② 県民のスポーツの普及振興の向上に資するよう管理運営を行うこと。
- ③ 事業団と連携し、利用者の意見や要望を管理運営に反映させること。
- ④ その他、公の施設として求められる機能・役割を担うこと。

3 募集条件

- (1) 運営主体
第三者に委託することなく、選考された売店運営者が自ら運営することとします。
- (2) 運営の基本的な考え方
売店運営に当たっては、利用者のニーズに対応した商品の提供に努め、利用者の意見や要望をサービスに反映させてください。

① 取扱商品・価格

- ア 取扱商品は、弁当、パン、飲料、菓子等の飲食物及び日用品とします。（季節に応じた商品）それ以外の販売については、別途協議してください。（ガチャガチャ、グッズ等）
- イ アルコール販売については、主催者及び事業団と十分協議を行ってください。
- ウ 取扱商品の販売価格は、熊本市内の一般的な商店と同程度の価格としてください。

② 営業日・営業時間

- ア 営業日は、大会・行事等の開催日は、原則として営業するものとします。ただし、自然災害等で営業を制限する場合があります。（営業補償はしない。）
- イ 営業時間は、野球場の開場時間内としますが、少なくとも大会・行事等の開催時間内に対応してください。（大規模大会時は柔軟に対応。）

③ 機器。備品等

備え付けの冷蔵庫等の機器及び椅子や机等の備品はありません。
必要な機器及び備品は、売店運営者の負担により整備してください。

④ その他の運営上の留意事項

- ア 食品衛生については、売店運営に必要な営業許可等を受けるとともに、関係法令を遵守し、衛生面に万全を期してください。
- イ 売店運営において発生したゴミは、法令に従い適正に事業者により処理してください。なお、販売した商品のゴミについては、回収できる方策を取ってください。（ゴミ箱設置、受取り）
- ウ 売店スペースを売店以外の目的で使用することはできません。
- エ 売店スペースの現状を変更しようとする時は、事業団と協議し県の承認を受けてください。なお売店運営期間が満了時には、原則として事業者の負担により原状回復を行ってください。
- オ 運営開始前に、売店スペースの改装や備品の購入する場合は、別途協議してください。
- カ 売店スペース内には、自動販売機を設置することはできません。野球場に新たに自動販売機を設置する場合は、改めて公募により設置業者を選定します。
- キ 売店にかかる使用許可は、独占販売を認めるものではありません。
- ケ 売店事業に関する手数料は発生しません。利用者へのサービス向上に繋がるよう努めてください。
- コ 仕入れおよび在庫管理については、大会日程や来場見込みを踏まえた計画的な仕入れを行ってください。（雨天中止時の仕入れ調整、来場者数に応じた営業規模の調整、猛暑時の飲料強化及び売れ残り削減のため状況に応じた柔軟な対応。）

<野球場の休場日>

- ・ 年末年始休場日 12月29日から翌年1月3日まで
- ・ この他指定管理者が開場日を変更することがあります。

<野球場の開場時間>

- ・ 開場時間 午前9時から午後9時まで

4 売店運営の契約期間

期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とします。

また、運営者において売店の次年度の継続運営の意思があり、事業団がこれを適当と認めたときは、更新することができます。

ただし、売店運営者が契約の条件及び募集条件のいずれかに違反する行為を行ったときは、契約を解除することがあります。

5 施設（行政財産）使用料

行政財産使用料	最低基本価格：152,022円/年（税込）の使用料支払いが必要です。
光熱水費等	運営に要する電気、水道、ガス代等は別途支払う必要があります。

※行政財産使用料は、令和7年度現在です。

6 公募参加資格

公募に参加することができる者は、次の要件をすべて満たす者とします。

- ① 労働者災害補償保険に加入していること。
- ② 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ③ 県税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- ④ 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合など、明らかにレストラン経営者として不適当と認められる者でないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）及び同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下、「暴力団密接関係者」という。）であると認められる者でないこと。
- ⑥ 法人又は法人格を有しない団体にあつては役員（法人登記簿に記載されている者、法人格を有しない団体にあつては役員として活動している者）が暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

7 提出書類

(1) 提出書類及び部数

応募者は、以下の書類を事業団に提出していただきます。

なお、事業団が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- | | |
|---|----|
| ① 藤崎台県営野球場売店運営者申込書（別紙様式1） | 1部 |
| ② 藤崎台県営野球場売店事業計画書（別紙様式2） | 6部 |
| ③ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類 | 1部 |
| ④ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本 | 1部 |
| ⑤ 直近の決算書（写）又は税務申告書（写） | 1部 |
| ⑥ 納税証明書 | |
| (ア)法人税、所得税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書 | 1部 |
| (イ)熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書 ※使用目的は、「藤崎台県営野球場売店公募申込のため」としてください。 | 1部 |
| ⑦ 誓約書（別紙様式3） | 1部 |
| ⑧ 営業形態のわかるパンフレット等がある場合 | 6部 |

(2) 事業計画書提出先及び提出期間

- ①提出先 熊本県スポーツ振興事業団
〒860-0005 熊本市中央区宮内4番1号
- ②提出期限 令和8年3月13日（金）～3月25日（水）午後5時までとします。
※1 郵送の場合、書留郵便により期限日の午後5時までに必着のこと。
※2 電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。

(3) 提出に要する経費及び提出書類の取扱い

- ① 提出に要する経費は全て提出者の負担とします。
- ② 提出書類はお返しできません。
- ③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。ただし、使用は事業団内での検討用に限りま

8 選定方法

(1) 選考委員会

事業団職員等からなる「選考委員会」を設置し、審査します。

選考委員会において、事業計画書を提出された法人その他の団体の代表者、又は代理の方から提案内容のプレゼンテーションをお願いします。（1法人・団体につき3人まで）

詳細な日時、場所等については改めて連絡します。（プレゼン15分以内、質疑応答15分程度）

※1者のみ応募の場合は書類選考とする場合があります。

(2) 審査基準と配点

①審査は事業計画の内容（価格、サービス内容等）、営業実績等を総合的に評価し、採点方式により業者を選考します。

④ 選考委員会の意見を踏まえて、業者を選定します。

審査基準	項目	配点 (100点満点)
1 売店の事業計画が、利用者のサービス向上に資するものであるか。	営業コンセプト	20
	メニュー、価格、営業時間等	20
	指定管理者との連携	10
	その他関連サービス (弁当、地産地消等)	10
2 安定した経営を行うための人的及び財政的基盤を有しているか。	事業計画・人員配置の妥当性	10
	食品の安全管理、苦情・要望等への対応	10
	財政状況等	10
3 その他の提案内容を年度毎に提案してください。	その他のサービス等	10
評価点数合計		100点

(3) 無効又は失格

本要項中記載しているもののほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

①事業計画書の提出方法、提出先、提出期限などが守られないとき

②事業計画書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

③事業計画書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

④虚偽の内容が記載されているもの

⑤その他、審査を行うに当たって、不相当と認められるもの

(4) 選定結果の通知

選定結果については、各応募者に直接文書で通知します。

9 質問について

本公募要項に関する質疑を次のとおり受付け、事業団ホームページ上に回答します。

なお、電話や来訪による口頭での質問や期限後の質問にはお答えできませんのでご了承ください。

- ① 提出様式 別紙様式 4
- ② 提出期限 令和 8 年 3 月 13 日 (金) ～ 3 月 20 日 (金) 午後 5 時 (必着)
- ③ 提出方法 電子メール、ファクシミリ
- ④ 提出先 E-mail : fujisakidai@kspa.or.jp
FAX : 096-322-3380

10 現地説明会 (3月23日 月曜日) について

事業実施予定地の見学及び説明会を開催します。

ご希望の方は、下記送付先へ申し込みをお願いします。

- ① 提出様式 別紙様式 5
- ② 提出期限 令和 8 年 3 月 13 日 (金) ～ 3 月 20 日 (金) 午後 5 時 (必着)
- ③ 提出方法 電子メール、ファクシミリ
- ④ 提出先 E-mail : fujisakidai@kspa.or.jp
F A X : 096-322-3380

11 契約の条件

- 食品衛生について、売店運営に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期してください。
- 営業に伴い生じるごみ等については、事業者の責任のもと処理してください。
- 常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。
- 当該施設を売店以外に供してはなりません。
- 当該施設の現状を変更しようとするときは、事業団の承認を受けなければなりません。
- 当該施設を他の者に転貸し、又は担保に供してはなりません。
- 故意または過失により、当該施設を破損・汚損させた場合、その修繕費用または原状回復に要する費用の一切を負担するものとする。
- 事業団は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付期間にかかわらず催告なく契約を解除することができます。
 - ①契約を締結した者が貸付契約の条件に違反する行為があると認めるとき。
 - ②契約を締結した者が虚偽の申請を行い貸し付けを受けたとき。
 - ③契約を締結した者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は熊本県暴力団排除条例（平成 22 年熊本県条例第 52 号。以下「条例」という。）第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。
 - ④契約を締結した者又は貸付契約を締結した者の使用人（条例第 2 条第 4 号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下同じ。）が貸付契約を締結した者の行う事業に関し法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと求められるとき。
 - ⑤契約を締結した者又は貸付契約を締結した者の使用人が貸付契約を締結した者若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与えることを目的として暴力団の威力を利用したと認められるとき。
- 契約の解除によって生じた貸付契約を締結した者の損失については、事業団は何らその責めを負いません。
- 当該施設の契約物件について支出した有益費その他の費用については、県に請求することはでき

ません。

- 事業団が貸付契約を解除したとき、又は貸付契約期間が満了したときは、貸付契約者は、自己の負担で県の指定する期日までに貸付契約物件を原状に回復して返還しなければなりません。
- 事業団は、当該売店について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その都度運営に関し指示することがあります。
- 野球場の工事及び自然災害等の休場等により、営業ができない場合、事業団に営業補償を求めることはできません。〔休業期間に応じた行政財産使用料の返還をすることはあります。〕

1.2 主なスケジュール

- | | |
|--------------|---------------------|
| ① 売店事業の公募 | 令和8年3月13日(金) |
| ② 現地説明会受付 | 令和8年3月13日(金)～20日(金) |
| ③ 現地説明会実施日 | 令和8年3月23日(月) |
| ④ 質問受付 | 令和8年3月13日(金)～20日(金) |
| ⑤ 応募書類の受付 | 令和8年3月13日(金)～25日(水) |
| ⑥ 選定委員会 | 令和8年3月27日(金) |
| ⑦ 選定結果の通知、公表 | 令和8年3月30日(月) |
| ⑧ 契約の締結 | (新規事業者の準備でき次第) |
| ⑨ 営業の開始 | (新規事業者の準備でき次第) |

<問い合わせ先>

〒860-0005 熊本市中央区宮内4番1号
(一財) 熊本県スポーツ振興事業団
担 当：重石、松本
電 話：096-322-3367
F A X：096-322-3380
E-mail：fujisakidai@kspa.or.jp